

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	企画政策部 都市計画課 都市計画担当	
不利益処分名	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づく監督処分	
根 拠 法 令	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5249)	
処 分 基 準	<p>【処分の概要】 風致地区内において、建築物等の新築、改築、増築又は移転、若しくは宅地の造成、木竹の伐採等の行為を行う場合に、あらかじめ、知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない。この許可に違反するなどした場合に、風致を維持するため必要な限度において、許可の取り消し、工事その他の行為の停止など、違反を是正するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 （監督処分） 第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定若しくはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者</p>	
	参 考 事 項	<p>【対象となる地区】 (1) 日の峯大神子風致地区（小松島市部分を除く）</p>
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）